



熊本県公報

第 1 2 7 9 0 号
平成 31 年(2019 年)
1 月 15 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新
..... (障がい者支援課) 1
- 熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の参加資格等
..... (財産経営課) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(高戸加入区) (団体支援課) 2
- 造成宅地防災区域の指定 (建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除 (//) 3
- 造成宅地防災区域の指定 (//) 3
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定 (//) 4
- 保安林の指定に関する予定 (//) 4
- 保安林の指定に関する予定 (//) 4
- 保安林の指定に関する予定 (//) 5
- 保安林の指定に関する予定 (//) 5
- 保安林の指定に関する予定 (//) 5
- 保安林の指定に関する予定 (//) 6
- 保安林の指定に関する予定 (//) 6
- 保安林の指定に関する予定 (//) 6

公 告

- 国土調査成果の認証 (技術管理課) 7
- 熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施
..... (財産経営課) 8
- 緑川地域森林計画の樹立 (森林整備課) 13
- 白川・菊池川地域森林計画の変更 (//) 13
- 球磨川地域森林計画の変更 (//) 13
- 天草地域森林計画の変更 (//) 13
- 熊本市都市計画事業合志市竹迫土地区画整理事業の事業計画(第 2 回変更)の認可
..... (都市計画課) 13
- 県営土地改良事業の工事完了 (農村計画課) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (商工振興金融課) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (//) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (//) 15
- 農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手支援課) 15

登 載 依 頼

- 平成 31 年度(2019 年度)・32 年度(2020 年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の参加資格等
..... (警察本部警務課) 16
- 平成 31 年度(2019 年度)・32 年度(2020 年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託に係る一般競争入札の実施
..... (//) 16
- 熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託に係る一般競争入札参加資格等
..... (//) 20
- 熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託に係る一般競争入札の実施
..... (//) 20
- 平成 30 年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催
..... (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 25
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報 (教育政策課) 25
- 保健環境科学研究所等倫理審査委員会の開催 (保健環境科学研究所) 25

告 示

熊本県告示第 25 号
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 2 第 1 項の規定により指定障害児

入所施設として次のとおり指定したので、同法第24条の18の規定により公示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児入所施設の種類
障害児入所施設 陽光学園 玉名郡南関町上坂下 坂下790番地	社会福祉法人白間会 玉名郡南関町上坂下 790番地 林田 浩征	平成30年 (2018年) 10月1日	431111 0020	指定福祉型 障害児入所 施設

熊本県告示第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁舎等清掃業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎管理(庁舎清掃)」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成31年(2019年)1月23日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年(2021年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年(2020年)10月1日から平成32年(2020年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第27号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めると、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 加入区の名称

高戸加入区

2 発起人の住所及び氏名

上天草市龍ヶ岳町高戸3791番地

北垣 潮

上天草市龍ヶ岳町高戸3226番地

田中 誠也

- 3 上天草市龍ヶ岳町高戸3030番地 和田 和彦
法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
- 4 天草漁業協同組合
- 5 縦覧期間
平成31年(2019年)1月15日から平成31年(2019年)1月29日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第28号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 上ノ平地区①
菊池郡大津町大字錦野字上ノ平981番1、992番2
- 2 西鶴地区⑫
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴574番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第29号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月2日熊本県告示第156号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

池ノ口地区造成宅地防災区域
宇土市花園町字池ノ口663番、664番、665番、649番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、650番2、652番2、653番2、656番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、663番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第30号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

前田地区
宇土市岩古曾町字前田572番1、571番1、571番1地先の道の一部(次の図に示す範囲に限る。)、572番1地先の水の一部(次の図に示す範囲に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字鉢ノ窪4239番13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
鉢ノ窪4239番13(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字尻無1695番、1701番1、1703番、1705番、1707番、1709番、1712番、1714番、1715番1、1718番、1723番、1725番から1727番まで、1748番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字尻無1695番・1703番・1705番・1707番・1709番・1712番・1714番・1715番1・1718番・1723番・1725番から1727番まで・1748番1(以上14筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第33号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字仁戸内5678番、5679番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁戸内5678番・5679番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第34号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽10番285・10番287(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第35号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字城成2342番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城成2342番1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市黒川字突廻2046番3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字門出659番1(次の図に示す部分に限る。)、690番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字門出659番1・690番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

て縦覧に供する。)

熊本県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字北法立1961番（次の図に示す部分に限る。）、1954番1、1959番1、1962番1、1987番1、1987番3、1988番1、1988番2、1988番4、1989番1、1990番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北法立1954番1・1962番1・1987番1・1988番1・1988番2・1988番4（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1959番1、1961番、1987番3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字舞堂1018番、1019番2、1020番1、1022番1、1023番から1025番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字舞堂1018番・1019番2・1020番1・1022番1・1023番・1024番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1025番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字仁瀬ノ上2492番2（次の図に示す部分に限る。）、2482番、2494番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仁瀬ノ上2482番・2492番2・2494番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第16号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成22年度（2010年度）から平成24年度（2012年度）まで	泉町葉木の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
八代市	平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）まで	泉町葉木の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
八代市	平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）まで	泉町葉木の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
五木村	平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）まで	甲の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
五木村	平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）まで	乙の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
五木村	平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）まで	丙の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
山都町	平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）まで	玉目・長谷の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
山都町	平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）まで	杉木の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
山都町	平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）まで	大見口・上差尾の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日
山都町	平成28年度（2016年度）から	杉木の一部・上寺の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年（2019年）1月4日

	平成29年度(2017年度)まで			
山都町	平成28年度(2016年度)から平成29年度(2017年度)まで	鎌野の一部・市の原の全部・仮屋の一部	地籍図及び地籍簿	平成31年(2019年)1月4日

熊本県公告第17号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県庁舎等清掃業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務委託の内容
5(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁舎等清掃業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
平成31年(2019年)4月1日(月)から平成34年(2022年)3月31日(木)まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号ほか
熊本県庁舎ほか
- (6) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (7) 入札金額等
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札者決定に当たっては、入札書の金額の、平成31年(2019年)4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの業務に係るものにあつてはその100分の8に相当する額を、平成31年(2019年)10月1日以降の業務に係るものにあつてはその100分の10に相当する額をそれぞれ加算した金額とを合計した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の、平成31年(2019年)4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの業務に係るものにあつてはその108分の100に相当する金額、平成31年(2019年)10月1日以降の業務に係るものにあつてはその110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。
- (8) 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (9) 低入札価格調査の設定
この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「庁舎管理(庁舎清掃)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間にも随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成31年(2019年)1月23日(水)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 過去5年間に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃の延床面積が1万平方メートル以上の契約（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、同一契約に限る。）に対する実績がある者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 契約書の写し

ウ 履行証明書

エ 受託した日常清掃延床面積が確認できる資料（仕様書等の面積一覧等）

(2) 提出方法

(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年（2019年）1月30日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 契約実績届等の提出

(1) 提出書類

3(5)により競争入札参加資格があると通知された者は、5(2)により取得する入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る提出書類（以下「提出書類一覧」という。）のうち、発注元評価の項目に掲げる提出書類を提出すること。

(2) 提出方法

(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年（2019年）2月8日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

5 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において、入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領に定める方法により、公告の日から平成31年（2019年）1月30日（水）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）2月28日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 平成31年（2019年）2月28日（木）午前10時

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室

ウ 入札書及び提出書類一覧に掲げる提出書類の提出方法及び提出書類一覧に掲げる入札書（代理人が入札するとき、入札書及び委任状）及び提出書類一覧に掲げる提出書類（4(1)の書類を除く。）をアの場時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年（2019年）2月27日（水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

- (4) 開札の方法
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で行う。
- (5) 入札の回数
入札の回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の範囲内の価格をもつて申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内に入札価格による有効な入札書を提出した者について、イ及びウの方法により評価を行う。なお、入札価格が予定価格を超えた入札書を提出した者は、落札候補者とししない。
イ 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、別表の履行体制及び契約実績の項目について、評価に依り50点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。
ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格を超過する場合は低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除した率を最高点に乗じて算出した評価点（小数点以下は、切り捨てる。）を与える。
エ 品質評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とすると、品質評価点が最も高い者及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、品質評価点が高い者の最も高い者か
オ 品質評価点が最も高い者及び価格点の合計点数が最も高い者及び価格が低い者を落札者とすると、品質評価点が最も高い者及び価格が最も高い者が2者以上あるときは、品質評価点が高い者の最も高い者か
カ 本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査の対象とならぬため、アからオまでにより落札者となるべき者の当該入札価格がその基準価格を下回る場合は、落札者とならない場合がある。
- (9) 入札保証金の免除する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含めた日数を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含めた日数を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えうることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受

ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

ファックス番号 096-384-3792

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Cleaning Service of Kumamoto Prefectural Government Buildings

(2) Date and Place for tender

Data: February 28, 2019, 10:00 a.m.

Place: Conference Room 1101

(Prefectural Government Main Building, 11th floor)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: +81-96-333-2089

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

別表

熊本県庁舎等清掃業務委託 評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点	
			大項目	小項目
価格評価	入札金額の評価	①低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点を一律最高点(50点)とする。なお、入札額が低入札価格調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査の対象となる。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。 ②低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価点の最高点に乗じて算出する(小数点以下切捨て)。 ※入札額が予定価格を超える場合は、落札候補者としなない。	50	50
品質評価 (履行体制)	従事する従業員数	本業務の日常清掃に従事する従業員数(固定して勤務する者で1日8時間勤務に換算した人数)について評価する。 ※週の平均の人数による。	34	9
	従事する資格者数	建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士の資格を有する本業務に従事する従業員数について評価する。 ※建築物環境衛生管理技術者にあつては、2人目以降を評価の対象とする。 ※本業務の日常清掃に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。 ※建築物環境衛生管理技術者とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に定める免状を有する者をいう。 ※ビルクリーニング技能士とは、職業能力開発促進法第44条に定める技能検定に合格した者をいう。		5
	自主点検体制	建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)を活用する本業務の自主点検体制について評価する。 ※本業務に係る自主点検を行う者の人数を評価の対象とする。 ※建築物清掃管理評価資格者とは、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が定める建築物清掃管理評価資格審査に合格した者をいう。		5
	従事する者の社会保険の加入状況	本業務に従事する従業員の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況の評価する。 ※分母となる従事する従業員には、短時間労働者等も含む。		3
	従事する従業員の勤続月数	本業務に従事する予定の従業員の勤続月数(平成31年(2019年)1月1日現在)を中央値により評価する。		4
	研修体制	過去1年間(平成30年(2018年)1月1日から平成30年(2018年)12月31日までの間)の研修実施状況及び研修内容等により総合的に評価する。		3
	苦情処理体制	苦情処理実施要領又は苦情処理対応マニュアル等の有無によって、苦情処理体制の整備状況を評価する。		2
	障がい者等の雇用	障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定による、促進企業又は支援企業の登録の有無について評価する。		3
品質評価 (契約実績)	清掃契約実績	過去5年間(暦年契約の場合は平成26年(2014年)1月から平成30年(2018年)12月までの間、年度契約の場合は平成25年(2013年)4月から平成30年(2018年)3月までの間)に、年間を通じた清掃業務委託で、建物に係る日常清掃の延床面積(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る面積を除く。)が1万平方メートル以上の契約(同一敷地内、同一契約のものに限る。)について、通算3年以上の契約実績及び履行した件数を評価する。	16	4
	発注元評価	過去3年間の契約(平成28年(2016年)1月以降の履行期間のもので、継続中の契約も含む。)で、原則として、建物に係る日常清掃の延床面積(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る面積を除く。)が5,000平方メートル以上の契約(同一敷地内、同一契約のものに限る。)実績の中から3件を選定し、その発注元による評価結果を評価する。 ※熊本県の機関との契約がある場合は、1,000平方メートル以上のものを評価する。 ※実績物件の選定及び履行状況の評価依頼は、熊本県が行う。		12

熊本県公告第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により緑川地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 平成31年（2019年）1月15日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成31年（2019年）1月15日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成31年（2019年）1月15日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成31年（2019年）1月15日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第22号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により熊本都市計画事業合志市竹迫土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 合志市竹迫土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成28年（2016年）7月29日から平成32年（2020年）3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県合志市竹迫字桜山及び福原字下小塚の各一部
- 4 組合の事務所の所在地 合志市竹迫1740番地2
- 5 組合の設立認可の年月日 平成28年（2016年）7月22日
- 6 変更認可の年月日 平成30年（2018年）12月28日

熊本県公告第23号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	南関東地区 (堂出工区)	平成25年(2013年)9月5日	平成29年(2017年)8月28日	熊本県
区画整理	南関東地区 (堂突工区)	平成25年(2013年)9月5日	平成28年(2016年)3月28日	熊本県
農業用排水施設	南関東地区 (東豊永工区)	平成25年(2013年)7月22日	平成26年(2014年)2月13日	熊本県
農業用排水施設	南関東地区 (茶屋工区)	平成25(2013年)9月5日	平成26年(2014年)5月1日	熊本県
区画整理	南関東地区 (梅葉諏訪工区)	平成25(2013年)9月5日	平成29年(2017年)4月11日	熊本県

熊本県公告第24号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイソー荒尾店・マミーズ緑丘店
 荒尾市本井手字大谷1574番地1 外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
 (変更前)
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
 (変更後)
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
 (変更後) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二
 - (3) 変更の年月日
 2(1) 平成30年(2018年)1月1日
 2(2) 平成30年(2018年)3月1日
- 3 届出年月日
 平成30年(2018年)12月19日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
 平成31年(2019年)1月15日から平成31年(2019年)5月15日まで

熊本県公告第25号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス阿蘇店
 阿蘇市西町字西瀬戸口849-1の一部
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
 (変更前) 芙蓉総合リース株式会社
 代表取締役 佐藤 隆
 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
 (変更後) 芙蓉総合リース株式会社

- 代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 届出年月日
代表者 平成28年(2016年)6月23日
住所 平成30年(2018年)1月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)1月15日から平成31年(2019年)1月15日まで

熊本県公告第26号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス津奈木店
水俣市小津奈木町字大丸472-1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 佐藤 隆
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 届出年月日
代表者 平成28年(2016年)6月23日
住所 平成30年(2018年)1月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)1月15日から平成31年(2019年)5月15日まで

熊本県公告第27号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 和史	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽1379番1ほか8筆 (一次利用地 荒尾市川登字日渡13番1ほか1筆)
谷口 秀年	八代市郡築四番町	八代市郡築四番町27番1
三角 尚登	八代市植柳上町	八代市植柳下町字道管4270番
西崎 耕一	八代市大福寺町	八代市植柳下町字湫1414番1ほか5筆
田上 清次	八代市植柳下町	八代市植柳下町字空田4771番1
田島 幹雄	八代市古城町	八代市葭牟田町字水源129番
江副 秋成	八代市鏡町北新地	八代市鏡町芝口字式〇番割904番ほか3筆
農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字戸田谷3279番1 ほか7筆
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字田平2802番2
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字開田11番ほか3筆

濱崎 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4289番
-------	----------	------------------

2 認可年月日
平成31年(2019年)1月8日

登載依頼

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
平成31年度(2019年度)・32年度(2020年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成31年(2019年)1月25日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年(2021年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年(2020年)10月1日から平成32年(2020年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成31年(2019年)1月15日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
平成31年度(2019年度)・32年度(2020年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部警務課装備係(熊本県庁警察棟3階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
平成31年度(2019年度)・32年度(2020年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

- (5) 委託期間
平成31年(2019年)4月1日(月)から平成33年(2021年)3月31日(水)まで
 - (6) 履行場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部警務課外(仕様書のとおり)
 - (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に紙入札システムによる入札の承認を受け、紙入札による入札はできない。紙入札移行承認を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
アイ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額の24分の18に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額と、入札金額の24分の18に相当する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とを合計した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の平成31年(2019年)4月1日から平成31年(2019年)9月30日以前に係るものについては108分の100、平成31年(2019年)10月1日以降に係るものについては110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 仕本書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から平成31年(2019年)1月25日(金)午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(3)の入札担当部局
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
アイ 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等との会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る役員等一覧
- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間

公告の日から平成31年（2019年）2月4日（月）午後5時まで
- (4) 提出先

1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）2月4日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）2月26日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年（2019年）2月25日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成31年（2019年）2月26日（火）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年（2019年）2月25日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け

たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部警務課装備係

電話番号 096-381-0110（内線2314）

ファックス番号 096-383-3110

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Consignment contract on maintenance of Kumamoto Prefectural Police's vehicle

- (2) Date and Place for tender:
Date: February 26rd, 2019, 10:00a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Equipment Section, Police Administration Division, Kumamoto Prefectural
Police
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(EXT. 2314)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年（2019年）1月15日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されているものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成31年（2019年）1月24日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年（2021年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年（2020年）10月1日から平成32年（2020年）1月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第1号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月15日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部警務課人事係（熊本県庁警察棟3階）

- 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務の内容
「熊本県警察職員情報総合管理システム構築仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
平成31年(2019年)4月1日(月)から平成33年(2021年)3月31日(水)まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- (6) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (7) 入札金額
入札金額は、本契約業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下げた入札を行なった者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要となる資格に関する事項
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
- ア 入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアに受付け期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- イ 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から平成31年(2019年)1月24日(木)午後5時まで
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
- エ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(6) 平成20年4月1日以降において履行を完了している職員数1,000人以上の事業所を対象とした、2システム以上で構成された総合システムの導入実績があること（更新業務は含まない。）

(7) 次に掲げる公的資格をいずれも有し、定期的に更新されている者であること。

ア ISO9001（品質マネジメントシステム）

イ ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る役員等一覧

ウ 2(6)に係る業務実績調書

エ 2(7)に係る公的資格確認書

(2) 提出方法

(1)アからエに掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年（2019年）1月31日（木）午後5時まで（持参の場合は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書、添付書類、仕様書及び基本設計書（以下「入札説明書等」という。）

の閲覧（交付）に関する事項

ア 閲覧（交付）の期間

公告の日から平成31年（2019年）2月27日（水）まで行う（交付は、熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）

イ 閲覧（交付）

1(2)の入札・契約担当部局で交付又は入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報に掲載する。ただし、基本設計書については、1(2)の入札・契約担当部局にて、閲覧又は複写貸出しとする。

(2) 入札説明書等に対する質問書の受付等

ア 受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）2月18日（月）午後5時まで受け付ける。

なお、受付期間以外の質問及び指定された提出方法によらない質問は一切受け付けない。

イ 提出方法

入札説明書の「質問書」により持参、郵送（書留郵便に限る。）又はファックスにより提出すること。

なお、表題は「熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託契約に対する質問」とする。

ウ 質問に対する回答時期及び期限

質問の都度、回答する。

また、質問の最終回答については、平成31年（2019年）2月25日（月）までとする（回答は、全入札参加資格確認申請者に通知する。）

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成31年（2019年）2月27日（水）午前10時

イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁警察棟9階 O A 研修室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じ

(5) 入札書の提出方法

入札書を(3)アの日時に(3)イの場所へ持参し、提出すること。ただし、代理人が入札するとき、委任状を持参させること。

- (6) 郵送による入札書の提出
郵送により提出を行うときは、次の事項に留意し、平成 31 年(2019 年)2 月 26 日(火)(必着)までに 1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること。
ア 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に 1(1)の「業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。
イ 再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の「業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (7) 開札の方法及び日時
開札は、(3)アの日時に、当該入札に参加した者又はその代理人の立会いの下に、(3)イの場所で開札を行うものとする。この場合において、郵送により入札書を提出した場合等これら開札者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員を立ち会わせて開札を行うものとする。
- (8) 入札の回数及び再入札
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、直ちに再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (9) 入札の無効
次のア又はイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号(第 3 号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (10) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (11) 技術審査のための提案書の提出方法
ア 提案書等の提出
落札候補者は、技術審査のための提案書等を提出する。提案書等は、入札説明書の別添資料 2「熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」(以下「入札実施要領」という。)に示すとおり。
イ 提出先
(7) 持参の場合
(3)イに同じ
(4) 郵送の場合
1(2)の入札・契約担当部局
ウ 提出方法
平成 31 年(2019 年)2 月 27 日(水)午前 10 時の入札に持参し、落札候補者となった者は、発注者の指示に基づき、提出すること。ただし、持参できない場合は、平成 31 年(2019 年)2 月 26 日(火)までに、1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること。
- (12) 落札者の決定方法及び決定基準
ア 入札実施要領の熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)により、熊本県警察職員情報総合管理システム構築委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、技術評価を審査し、その評価結果に基づき落札者を決定する。
イ 総合評価は、価格点(300 点満点)と技術評価点(700 点満点)の合計点を評価値として行うものとする。技術評価点の採点は、落札候補者が提出した提案書等の内容を基に行うものとする。
ウ イにより得られた評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最高点であっても、審査委員会による技術的判断において、本業務を履行できないと判断したときは、落札者とししない。
エ 評価値が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、落札者決定の場合一「機能仕様」の得点が高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当事者にくじを引かせて、落札者を決めるものとする。さらに、これら代えて当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
オ 本入札は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、上記アからエにより落札者となるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るとき

- は、落札者とならない場合がある。
- (13) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限
(3)の申出期限
- イ 提出場所
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 契約金額の割合
本委託業務は、複数年に渡り、段階的なシステム構築を行うことから、契約金額の割合を以下のとおりとする。ただし、以下の契約金額の割合に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とし、端数の切り捨てによって生じる落札金額との差額はアの金額に含めるものとする。
- ア 第1期要件定義に係る費用（仕様書17(1)ア）
100分の8.84
- イ 第1期詳細設計及び環境構築に係る費用（仕様書17(1)イ及び18(6)）
100分の22.74
- ウ 第1期製造・試験・導入及び操作説明書作成に係る費用（仕様書17(1)ウ）
100分の27.01
- エ 第2期要件定義及び詳細設計に係る費用（仕様書17(1)エ）
100分の19.27
- オ 第2期製造に係る費用（仕様書17(1)オ）
100分の16.6
- カ 第2期試験・導入及び操作説明書作成に係る費用（仕様書17(1)カ）
100分の5.54
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容（仕様書、確認申請等、入札の内容全般）に関すること
熊本県警察本部警務部警務課人事係
電話番号 096-381-0110（内線2625）
ファックス番号 096-381-5110
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
The Construction of personnel information management system for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender
Date: 10:00 a.m. February 27, 2019
Place: 0A training room at 9th floor of Prefectural Government Police Building
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Police Administration Division, Police Administration Department,
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture

862-8610 Japan
 Phone: 096-381-0110
 (4) Others
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成30年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
 平成31年1月15日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成31年2月6日(水) 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県水俣保健所 2階 会議室
- 3 議題
 (1) 救急活動概況及び救急医療に関する取組状況について
 (2) 健康危機管理に関する取組状況について
 (3) 災害医療に関する取組状況について
 (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話0966-63-4104)

熊本県教育委員会告示第5号

平成23年2月8日熊本県教育委員会告示第1号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成31年(2019年)1月15日から施行する。

平成31年(2019年)1月15日

熊本県教育長 宮尾 千加子

表熊本県育休等代替臨時職員採用試験の項の次に次のように加える。

障がい者を対象とする熊本県非常勤職員採用試験(熊本県教育庁等行政事務職非常勤職員)	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	教育政策課
熊本県非常勤職員採用試験(熊本県教育庁等障がい者業務支援員)	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	教育政策課
熊本県非常勤職員採用試験(熊本県教育庁非常勤保健師)	得点及び順位	合格発表の日から1月	教育政策課

熊本県保健環境科学研究所等倫理審査委員会公告第1号

平成30年度熊本県保健環境科学研究所等倫理審査委員会を次のとおり開催する。
 平成31年(2019年)1月15日

熊本県保健環境科学研究所等倫理審査委員会

- 1 開催日時
平成31年(2019年)1月25日(金) 午前10時から12時まで
- 2 開催場所

宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所 講堂

3 議題

(1) 講演

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
～研究立案、遂行そして審査のポイント～」
熊本大学大学院生命科学研究部教授 門岡 康弘

(2) 審査

ア 市中における薬剤耐性菌の浸淫状況調査
イ 日本国内で流行するムンプスウイルスの分子系統学的解析

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所等倫理審査委員会事務局
(熊本県保健環境科学研究所総務課)
電話0964-23-5771